

議第29号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第11号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月25日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「583,200円」を「606,500円」に、「529,000円」を「539,500円」に、「510,700円」を「520,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(給与の額) 第2条 常勤の職員の給料の月額は、次のとおりとする。 村長 <u>606,500円</u> 副村長 <u>539,500円</u> 教育長 <u>520,900円</u> 2 (略)	(給与の額) 第2条 常勤の職員の給料の月額は、次のとおりとする。 村長 <u>583,200円</u> 副村長 <u>529,000円</u> 教育長 <u>510,700円</u> 2 (略)